

# 第1回名古屋市障害者差別解消庁内推進会議

日時：平成27年6月1日（月）幹部会終了後

場所：特別会議室

1 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）について

2 障害者差別解消庁内推進会議を中心とした本市の取り組み事項について

(資料)

- ・名古屋市障害者差別解消庁内推進会議設置要綱

# 1. 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）について

## <法の目的>

障害を理由とする差別の禁止に関する具体的な規定を示し、それが遵守されるための具体的な措置等を定めることにより、障害者基本法第4条の差別の禁止の基本原則を具体化し、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障害を理由とする差別の解消を推進することを目的とする。

## <施行日>

平成28年4月1日（公布：平成25年6月26日）

障害者基本法 第4条  基本原則 差別の禁止	第1項 障害を理由とする 差別等の権利侵害 行為の禁止	第2項 社会的障壁の除去 を怠ることによる 権利侵害の防止	第3項 国による啓発・知識の 普及を図るための取 り組み
------------------------------------	--------------------------------------	--	---------------------------------------

↓ 具体化 ↓

### I 差別を解消するための措置

	差別的取扱いの禁止	合理的配慮の不提供の禁止
国・地方公共団体等	<b>法的義務</b>	<b>法的義務</b>
民間事業者		<b>努力義務</b>

#### 具体的な対応

内閣府（閣議決定）  
政府全体の方針として、  
差別解消の推進に関する  
「基本方針」を策定

国・地方公共団体の機関等 ⇒ 当該機関における取組に関する  
要領「職員対応要領」を策定  
主務大臣（省庁） ⇒ 事業者が適切に対応するための事業分野  
別の指針「対応指針」を策定

（実効性の確保：主務大臣による民間事業者に対する報告徴収、助言・指導、勧告）

### II 差別を解消するための支援措置

#### <紛争解決・相談>

- 相談・紛争解決の体制整備 ⇒ 既存の相談、紛争解決の制度の活用・充実

#### <地域における連携>

- 障害者差別解消支援地域協議会における関係機関等の連携

#### <啓発活動>

- 普及・啓発活動の実施

#### <情報収集等>

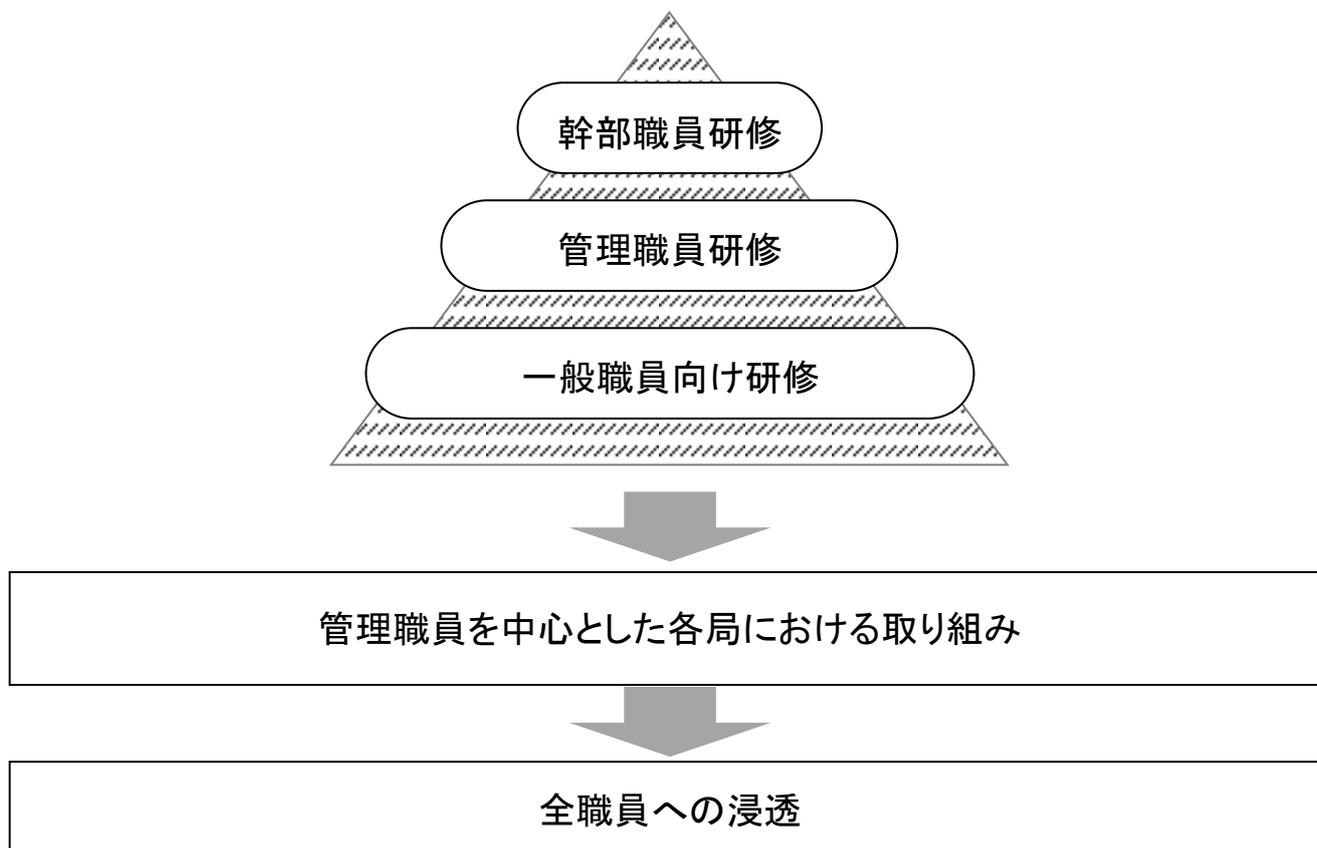
- 国内外における差別及び差別の解消に向けた取組に関わる情報の収集、整理及び提供

## 2. 障害者差別解消庁内推進会議を中心とした本市の取り組み事項

### ●「職員対応要領」の策定

趣 旨	行政機関の法的義務として定められた「障害を理由とする不当な差別的取扱いの禁止」及び「合理的配慮の不提供の禁止」について、本市職員が適切に対応するために必要な事項を定める。
主 な 記 載 事 項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 障害を理由とする不当な差別的取扱い及び合理的配慮の基本的な考え方</li> <li>・ 障害を理由とする不当な差別的取扱い及び合理的配慮の具体例</li> <li>・ 職員への研修・啓発</li> </ul>
策 定 体 制	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 庁内推進会議において、各局室区の意見を聴取</li> <li>・ 名古屋市障害者施策推進協議会の下に、障害者や障害団体関係者、地域の関係機関等で構成する部会を設置し、その意見を反映</li> </ul>

### ●障害者差別解消を推進する人材の養成と職員の意識向上



## 名古屋市障害者差別解消庁内推進会議設置要綱

### (趣旨)

第1条 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）に基づき、本市の事務又は事業の遂行に当たり、障害を理由とする差別的取り扱いを禁止し、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮を提供することについて、本市職員の対応要領を定め、市職員が率先して障害者差別解消に取り組み、もって、本市における障害者差別解消の推進を図ることを目的として、名古屋市障害者差別解消庁内推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

### (所掌事項)

第2条 推進会議は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 庁内における障害者差別解消の推進に必要な連絡調整及び関係部署の連携に関すること
- (2) 障害者差別解消の推進に関する人材の養成及び資質の向上に関すること
- (3) その他障害者差別解消の推進に関すること

### (組織)

第3条 推進会議は、別表1に掲げる職にある者をもって構成する。

- 2 推進会議に会長を置き、健康福祉局主管副市長をもって充てる。

### (会議)

第4条 推進会議の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

### (幹事会)

第5条 推進会議の所掌事項について具体的な取り組みを協議するため、幹事会を置く。

- 2 幹事会は、別表2に掲げる職にある者をもって構成する。
- 3 幹事会に幹事長を置き、健康福祉局障害福祉部主幹（障害者差別解消・福祉都市推進）をもって充てる。
- 4 幹事会の会議は、幹事長が招集し、幹事長が議長となる。

### (庶務)

第6条 推進会議の庶務は、健康福祉局障害福祉部障害企画課において処理する。

### (その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

### 附 則

この要綱は、平成27年5月15日から施行する。

別表 1

会計室長
防災危機管理局長
市長室長
総務局長
財政局長
市民経済局長
環境局長
健康福祉局長
子ども青少年局長
住宅都市局長
緑政土木局長
上下水道局長
交通局長
病院局長
消防長
選挙管理委員会事務局長
監査事務局長
人事委員会事務局長
教育長
市会事務局長
中村区長
中区長

別表 2

会計室出納課長
防災危機管理局統括課長
市長室秘書課長
総務局総務課長
財政局財政部財政課長
市民経済局総務課長
市民経済局人権施策推進室主幹（人権企画）
環境局職員課長
健康福祉局職員課長
子ども青少年局総務課長
住宅都市局総務課長
緑政土木局総務課長
上下水道局総務課長
交通局総務部人事課長
病院局管理部総務課長
消防局総務部職員課長
選挙管理委員会事務局次長
監査事務局監査第一課長
人事委員会事務局審査課長
教育委員会事務局総務部総務課長
教育委員会事務局学校教育部教職員課長
市会事務局総務課長
中村区総務課長
中区総務課長